

4 景観形成の方針

基本的考え方

① 豊かな自然景観の保全

美しい山並みと清流はふるさとの原風景であり、貴重な観光資源でもあるため、これらの自然景観を守り育てていきます。

② 歴史的景観の保全・活用による本市固有の歴史・文化の継承

優れた歴史的資産や先人たちの暮らしとともに育まれてきたまちの風景を保全・活用し、本市固有の歴史・文化を将来に引き継いでいきます。

③ 協働による景観まちづくりの促進

景観まちづくりを実現するため、市民、事業者、行政が共通の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い協調した取組を進めます。

(1) 地域独自の骨格的・構造的な要素を生かす景観形成の方針

青梅ならではの自然や、先人から受け継いだ歴史・文化を共有財産として守り育てるとともに、暮らしを取り巻くまちの風景を優れたものとして育んでいきます。このため、景観と暮らしを特徴づけている骨格的・構造的な要素に着目し、景観形成を図ります。

ア 山地や丘陵地などの自然景観の保全と活用

山地や丘陵地は、市民の暮らしに密接に関わり、心の安らぎを感じさせてくれます。山地や丘陵地の景観を大切にし、四季を彩る豊かな樹林の形成、レクリエーションの場としての適切な活用、眺望の確保を図ります。

イ 景観の主軸となる河川景観の保全と活用

多摩川は、崖線の緑と一体となって、まちの中心を貫く水と緑の軸をなしています。また、霞川や成木川、黒沢川などの荒川支流の河川沿いには、市街地や集落が形成されています。

多摩川と荒川支流の河川を地域の景観・環境の主軸として、美しい川の姿を守り、散策や川遊びの場として活用し、水辺のやすらぎや楽しみを満喫する場としての魅力を高めます。

ウ 歴史や文化に根ざした景観の保全・継承

市内には歴史的建築物や土木遺産などが多数点在し、青梅宿の街道沿いの街なみや路地空間の風情などには、かつての面影をしのばせるたたずまいが残されています。また、神社や寺院を中心に伝承されている祭りや市などの伝統行事は、地域の歴史をつたえる重要な景観資源であり、青梅マラソンなども時代の新しい文化となっています。

点在する歴史資源や風情ある街なみ、伝統行事などを、地域に根ざした固有の歴史・文化として大切に継承します。



だるま市

エ 暮らしの拠点における賑わいのある景観の形成

鉄道駅前やバス停留所などの交通結節点や、公園、公共施設といった公共性の高い場は、コミュニティのふれあいや憩いの場、来訪者と青梅のまちとの出会いの場として貴重な空間です。このような暮らしの拠点を大切にし、誰もが利用しやすい快適な空間づくりを進めるとともに、これらの場所にふさわしい賑わいを創出し、公共性の高い場の快適な景観づくりを進めます。



コミュニティのふれあいや憩いの場

オ 住み続けたいと思えるまちの良好な景観の形成

多摩川の河岸段丘上や丘陵地の斜面上から扇状地へと広がる住宅地、荒川支流の谷筋に形成された山あいの集落が、市民の日常生活の場となっています。

住宅地では、玄関の花や庭先の生け垣などが街なみに緑を添えており、山あいの集落は、樹木や農地の緑に包まれて里山の懐かしさを感じさせてくれます。

歩行者空間の確保や身近な公園の充実など、安心な生活の基盤を整えるとともに、住まいの緑化や地域住民による花壇づくりを促進し、いつまでも住み続けたいと思える、潤いを感じられる生活環境を育てていきます。

力 快適で潤いのある交通景観の形成

青梅街道、吉野街道、成木街道、小曾木街道などの主要な道路や、鉄道の車窓からは、山と川からなる青梅の特徴的な地域構造を一望のもとに把握できます。

このように、道路や鉄道の交通空間は、地域認識の場でもあり、沿道・沿線の景観とともに一体的な充実を図ります。

キ 豊かで活力ある産業景観の活用と整備

小曾木、成木などの里山に点在する水田や畠地、樹園地などには、身近な農地を手入れする人の姿がみられ、心安らぐ田園の眺めが広がっています。これからも、こうした農地の健全な環境と特徴ある景観を大切にし、恵み豊かな風土や環境への理解と実感を深めていきます。

また、かつては、木材や石灰などの地場産業が、風土に根ざした地域景観をつくりだしていましたが、現代の産業は風土との関連が薄れ、施設も大規模化してきたことなどにより、地域景観に大きな影響を与えています。

このため、地域に活力を与える産業と風土とのより良い関係を築き、自然環境や街なみなどとの調和に配慮した景観形成を誘導します。



里山の水田

(2) 協働による都市景観の形成

景観まちづくりを実現していくため、市民、事業者、行政が景観形成に対する共通の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い、協調した取組を進めていきます。

ア 市民参加による景観まちづくりの促進

市民の主体的な参加による景観まちづくりのさらなる促進が求められています。

道路と沿道の商店街を一体とした街なみづくりなどの、地区の住民、事業者、行政との協働による取組や、生け垣・花壇づくりなどの市民の主体的な取組など、様々な形の市民参加による景観まちづくりを進めます。

イ 市民や事業者の理解と協力の促進

良好な景観まちづくりの実現に向けて、市民や事業者の理解と協力を促すことが求められています。景観まちづくりの基本的方向や重要な景観などについて、積極的な情報提供を行い、これらを通して市民の意識を高めながら、景観形成に対する市民の理解と協力を促していきます。

【景観形成の方針】を実現化するための施策

●自然景観の保全と活用

- 自然環境の保全
- 山地や丘陵地の散策や眺望空間の確保

●河川景観の保全と活用

- 多摩川沿い地区における景観形成地区の指定
- 景観形成地区内の景観形成計画・基準にもとづく景観誘導
- 河川の親水空間の整備・充実

●歴史的景観の保全・継承

- 青梅駅周辺景観形成地区内の景観形成計画・基準にもとづく景観誘導
- 「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく景観形成重要資源の指定・保全

●市街地景観の整備

- 公共性の高い場のバリアフリー化
- 駅前の魅力ある街なみの形成
- 道路と沿道を一体とした景観整備
- 生け垣の設置支援
- コミュニティ花壇の促進
- 「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく良好な景観形成
- 「東京都屋外広告物条例」にもとづく適正な誘導
- 開発行為等における景観誘導

●協働による景観まちづくりの推進

- 景観に関する情報提供や意見交換、学習の場の提供
- 景観形成事業の推進
- 市民と行政の連携強化に向けたしくみの整備
- 都市計画制度の活用

図3-5 景観形成の方針図

